

3日 ひなまつり, 5日 啓蟄, 20日 春分の日

1. March 改正情報・案内

①協会けんぽの保険料率改定 3月分(4月納付分)から改定。
都道府県単位保険料率は、大分県を除く46都道府県で変更(引き下げが18都府県。引き上げが28道県)。全国平均10%は維持。

愛知県 10.02%→**10.03%** 岐阜 9.91%→**9.93%** 東京都 9.98%→**9.91%**、

＜令和7年度の雇用保険料率＞
(赤字は変更部分)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	①+②		雇用保険料率
			失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



由比の薩埵峠(さったとうげ)からの富士山(2月8日)

★介護保険料率は全国一律で1.60%から**1.59%**に引下げ

② 令和7年度の雇用保険料率は、0.1%引き下げ。4月分対象給与から

③ 来月の4月から施行される新しい雇用保険制度によって、失業手当(失業保険)の給付制限が、**自己都合の場合でも現状の2か月から1か月に短縮(厳密には7日間の待機期間が含まれるため、2か月と7日から1か月と7日へ)**されます。

この制度変更により、4月以降は現在よりも転職がしやすくなり職者が増える傾向になると見られています。

※ (労働者分保険料率) 健康保険 **50.1** (愛知) / 1000、**49.9** (東京) / 1000 介護保険 **8** / 1000
厚生年金保険 **91.5** / 1000 雇用保険 **6** / 1000 (建設業 **7** / 1000)

2. 名言名句

「暗闇でしか見えぬものがある、暗闇でしか聴こえぬ歌がある」

朝ドラ「カムカムエヴリバディ」でたびたび登場する、劇中映画「妖術七変化」のシーンでの桃山剣之介のセリフ

3. 法改正等ワンポイント

雇用保険の育児休業給付の補助率が実質100%にアップ

出生時育児休業給付金の支給額

= 休業開始時賃金日額* × 休業期間の日数(28日が上限) × 67%

出生後休業支援給付金の支給額

= 休業開始時賃金日額* × 休業期間の日数(28日が上限) × 13%

※ 育児休業給付金と同じです(16頁参照)

合計80%

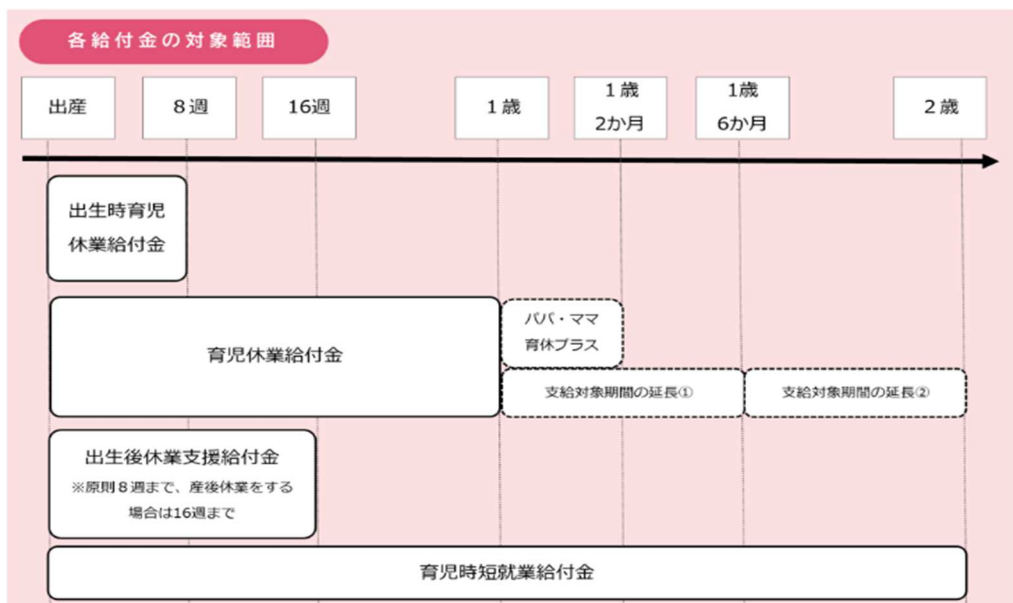
■ 出生時育児休業期間を対象として事業主から賃金が支払われた場合

支払われた賃金の額	出生時育児休業給付金の支給額	出生後休業支援給付金の支給額
「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の13%以下	休業開始時賃金日額×休業期間の日数×67%	休業開始時賃金日額×休業期間の日数×13%
「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の13%超～80%未満	休業開始時賃金日額×休業期間の日数×80%－賃金額	休業開始時賃金日額×休業期間の日数×13%
「休業開始時賃金日額×休業期間の日数」の80%以上	支給されません	支給されません

① 出生後休業支援給付金の創設により、子どもの出生後8週まで(産前産後休業する場合には16週まで)に、夫婦ともに14日以上育児休業を取得した場合、最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額が支給され、育児休業給付と合わせて給付率が80%(手取りで10割相当)に引き上げられます。

配偶者が専業主婦(夫)やひとり親家庭の場合など、配偶者の育児休業取得がなくても給付率が引き上げられます。

- ② **育児時短就業給付**の創設により、**育児休業後に2歳未満の子どもを育てるために時短勤務をする場合**は、労働時間や日数の制限を設けずに、時短勤務中に支払われた賃金額の10%が給付されます。



出生後休業支援給付金



育児時短就業給付



4. 統計・情報

- ① 令和7年度の年金額改定され、**1.9%の引上げ**。老齢基礎年金（満額）**69,308 円/月**（+1,308 円）厚生年金は（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）**232,784 円/月**（+4,412 円）

- ② 厚生労働省は、2025年度に中小企業の**介護休業取得による業務代替支援の補助金を増額**する。**15日以上取得した従業員1人につき、同僚への手当に最大10万円**、新規雇用に最大30万円を補助する。利用日数に応じて増額する仕組みとし、取得者5人分まで申請可とする。また、新たに短時間勤務（15日以上利用）の場合も同僚への手当の補助として3万円を支給する。（2月13日）

- ③ 玩具大手の**バンダイ**（東京）は、**61歳以上のシニア社員（定年再雇用社員）の年収を従来水準に比べて、平均で58%引き上げる**と発表した。物価高騰への対応や働く意欲の向上につなげるため、4月から報酬制度を改定する。従来の制度では、定年再雇用後は給与が大きく下がっていた。同社によると、社員によっては再雇用前の水準を維持できるよう、給与の算定方法などを見直す。新卒初任給も従来の29万円から30万5,000円に引き上げる。部長職など一部を除く社員の給与についても月額1万5,000円増額する。（時事通信）（2月12日）



- ④ 公益通報者保護法の改正案で、**公益通報への報復として解雇や懲戒を行った事業者**に**罰金（3,000万円以下）**を科すほか、**処分を下した担当者にも刑事罰（6か月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金）**の対象とすることがわかった。国や地方公共団体の場合も担当者に同等の刑事罰を科す。また、懲戒処分などの取消しに関する民事訴訟における立証責任を、通報から1年以内に出た処分に限り事業者側へ転換する。（2月20日）

HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

はや2か月が過ぎ、「春近し」と言いたいところですが、大寒波が2回あり、これが極端な三寒四温になっているようです。**球春到来！今年こそ（何度言い続けたでしょう）プロ野球、中日ドラゴンズの復活！恐竜打線の爆発を願います！3月28日に開幕！その前に3月18日に東京ドームでは、大谷選手のドジャーズ対カプスとの開幕戦がありこちらは大変楽しみです。同じ日に高校野球選抜大会が始まります。**

来月は育児介護休業法改正や雇用保険の育児休業給付の新しい給付が始まります。出生後休業支援金13%によって合計80%となりますが非課税なので、給与で言うところの手取り相当実質100%という事です。育児支援に力を入れ続ける国の施策ですが、予算は高額療養費予算を削減し育児支援に回す算段、さすがに高額療養費の上限引上げに猛反発をくらっています。社会保険料の負担軽減は合意となり良かったですが、いつやるのか、どこまでやるのが重要で。年収の壁103万円が160万円になりそうでまだ、はっきりしません。

円安で外国人観光客は急増、観光地でのインバウンド効果がすごいものの、「コロナ後も続く厳しい情勢・物価高」にいつまで国民は耐えなければならないのでしょうか。（S）